

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十一号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する

第三条第一項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百三十二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十五」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十二号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の百十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百三十二・五」を「百分の百三十」に改め、同項第二号中「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に、「百分の六十五」を「百分の六十三・七五」に改める。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十三号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和二年三月東京都北区規則第三十二号）の一部を次に改正する。

第二十一条第一項中「職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による」とを削り、同項第一号中「当該フルタイム会計年度任用職員が任用される一会計年度において、」を「引き続き任用される期間（東京都北区における任命権者によって任用される期間に限る。）が六月に満たず、又は一会計年度において」に改め、「任命権者に」の下に「よって」を加え、「場合」を「期間」に改め、同項第三号中「第一号」を「同条第一号」に改め、同条第二項第五号中「給与条例」を「職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号。以下「給与条例」という。）」に改め、同条第三項中「給与条例の適用を受ける職員の例による」とを削り、同項第一号中「当該パートタイム会計年度任用職員が任用される一会計年度において、」を「引き続き任用される期間（東京都北区における任命権者によって任用される期間に限る。）が六月に満たず、又は一会計年度において」に改め、「任命権者に」の下に「よって」を加え、「場合」を「期間」に改め、同項第三号

中「第一号」を「同条第一号」に改め、同項第七号中「、かつ、」を「かつ」に改め、同条第四項第四号中「条例の適用を受けていた者で、」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当の支給対象外職員）

第二十一条の二 条例第十六条の二第一項前段の東京都北区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員（同条第三項の規定により勤勉手当を支給しないこととされるフルタイム会計年度任用職員を除く。）は、次に掲げる者とする。

一 引き続き任用される期間（東京都北区における任命権者によって任用される期間に限る。）が六月に満たず、又は一会計年度において任用される期間（東京都北区における任命権者によって任用される期間に限る。）が通算して六月に満たないフルタイム会計年度任用職員（任命権者が別に定める者を除く。）

二 基準日に新たに条例の適用を受けることとなったフルタイム会計年度任用職員（次項第四号又は第二十五条の二の規定の適用を受ける者を除く。）

三 法第二十八条第二項各号又は休職規則第二条第三号若しくは第四号（同条第一号及び第二号に準ずる場合を除く。）の規定に該当して休職にされているフルタイム会計年度任用職員

四 法第二十九条の規定により停職にされているフルタイム会計年度任用職員

- 五 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けているフルタイム会計年度任用職員
 - 六 育児休業中のフルタイム会計年度任用職員のうち、支給期間において勤務した期間があるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員
- 2 条例第十六条の二第一項後段の東京都北区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。
 - 一 退職し、又は死亡した日において前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当したフルタイム会計年度任用職員
 - 二 法第二十八条第一項の規定により免職されたフルタイム会計年度任用職員
 - 三 法第二十九条の規定により免職されたフルタイム会計年度任用職員
 - 四 退職後新たに条例の適用を受けることとなったフルタイム会計年度任用職員
 - 五 退職後引き続き給与条例の適用を受けることとなった者
 - 六 退職後引き続き幼稚園教育職員給与条例の適用を受けることとなった者
- 3 条例第三十条の二第一項前段の東京都北区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員（同条第三項の規定により勤勉手当を支給しないこととされるパートタイム会計年度任用職員を除く。）は、次に掲げる者とする。
 - 一 引き続き任用される期間（東京都北区における任命権者によって任用される期間に限る。）が六月に満たず、又は一会計年度において任用される期間

（東京都北区における任命権者によって任用される期間に限る。）が通算して六月に満たないパートタイム会計年度任用職員（任命権者が別に定める者を除く。）

二 基準日に新たに条例の適用を受けることとなったパートタイム会計年度任用職員（次項第四号又は第二十五条の二の規定の適用を受ける者を除く。）

三 法第二十八条第二項各号又は休職規則第二条第三号若しくは第四号（同条第一号及び第二号に準ずる場合を除く。）の規定に該当して休職にされているパートタイム会計年度任用職員

四 法第二十九条の規定により停職にされているパートタイム会計年度任用職員
五 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けているパートタイム会計年度任用職員

六 育児休業中のパートタイム会計年度任用職員のうち、支給期間において勤務した期間があるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員

七 一週間当たりの勤務日数が二日以下かつ一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満のパートタイム会計年度任用職員

4 条例第三十条の二第一項後段の東京都北区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。

一 退職し、又は死亡した日において前項第一号及び第三号から第七号までのい
ずれかに該当したパートタイム会計年度任用職員

二 法第二十八条第一項の規定により免職されたパートタイム会計年度任用職員

三 法第二十九条の規定により免職されたパートタイム会計年度任用職員

四 退職後新たに条例の適用を受けることとなったパートタイム会計年度任用職
員

第二十二条中「前条第一項第六号」を「第二十一条第一項第六号及び第三項第六
号並びに前条第一項第六号」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中
「前条第一項第四号」を「第二十一条第一項第四号及び第三項第四号並びに前条第
一項第四号」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当の支給割合）

第二十三条の二 条例第十六条の二第二項及び第三十条の二第二項の東京都北区規
則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の条例の適用を受ける会計年度
任用職員として在職した期間（以下「勤務期間」という。）におけるその者の欠
勤等日数に応じた職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規
則第九号）別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、それぞれ同表下欄に
定める割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。

2 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、任命権者が特別区人事委員会の承認を得て定める割合とする。

3 第一項の規定にかかわらず、勤務期間において教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条に掲げる事由に該当して休職されている期間（以下「結核休職期間」という。）のある会計年度任用職員の支給割合は、支給月数に勤務期間におけるその者の次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合に前項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。

一 欠勤等日数が七十日未満の者 百分の百

二 欠勤等日数が七十日以上十の八十の者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 百分の八十

三 欠勤等日数が七十日以上で、勤務期間中の結核休職期間以外の期間に第二十条の二第一項に規定する欠勤等の期間（結核休職期間を除く。）及び同条第三項に規定する部分休業等により勤務しない時間がない者（次号に掲げる者を除く。） 百分の百

四 勤務期間中に第二十四条の二第一項に規定する欠勤等の期間以外の期間がない場合又は勤務期間中に同項に規定する欠勤等の期間及び同条第三項に規定する部分休業等により勤務しない時間がある場合において、勤務期間（第二十四条第一項に規定する週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が一日未

満となる者 零

4 前項に規定する支給月数の割合は、百分の百十二・五とする。

第二十四条の見出しを「（期末手当の欠勤等日数）」に改め、同条第一項中「前条」を「第二十三条」に改め、「除く。以下」の下に「この条及び第二十五条において」を加え、同条第三項中「部分休業により勤務しない時間」の下に「（第二十五条において「部分休業等により勤務しない時間」という。）」を加え、「（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（勤勉手当の欠勤等日数）

第二十四条の二 第二十三条の二の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第二十五条の二において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における一日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第八号に掲げる期間にあつては、二日とする。）として換算した日数（一日未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

一 法第二十八条第二項各号の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員として在職した期間

- 二 休職規則第二条第三号及び第四号（同条第一号及び第二号に準ずる場合を除く。）の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員として在職した期間
- 三 第二十一条の二第一項第四号及び第三項第四号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間
- 四 第二十一条の二第一項第五号及び第三項第五号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間
- 五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の会計年度任用職員として在職した期間
- イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業
- ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業
- 六 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第十条

- 第三項に規定する承認を受けていない期間（講演等を行った期間を除く。）
- 七 会計年度任用職員勤務時間規則第十六条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）により勤務しない期間（次号に掲げる期間を除く。）
- 八 引き続き七日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間（以下「短期の病気休暇の期間」という。）のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間（短期の病気休暇の期間の初日の属する月（当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月）の数が勤務期間において三以上ある場合に限る。）
- 九 会計年度任用職員勤務時間規則第二十二条に規定する生理休暇により勤務しない期間
- 十 会計年度任用職員勤務時間規則第二十八条に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）により勤務しない期間
- 十一 私事欠勤等の取扱いを受けた期間
- 十二 結核休職期間
- 2 前項に規定するもののほか、支給期間において勤務期間以外の期間がある会計年度任用職員に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。
- 3 前項に規定するもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の

所定の勤務時間の一部について、職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間（講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、「病気休暇、介護休暇若しくは会計年度任用職員勤務時間規則第三十条に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（この条及び第二十五条の二において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、任命権者が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

4

第一項及び第二項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（パートタイム会計年度任用職員として在職した期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を会計年度任用職員勤務時間規則第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項

に規定する勤務時間で除して得た数（以下「パートタイム会計年度任用職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

5 第三項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（パートタイム会計年度任用職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間をパートタイム会計年度任用職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

6 パートタイム会計年度任用職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第一項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を会計年度任用職員勤務時間規則第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を三十八・七五で除して得た数で除して得た時間」とする。（減額率）

第二十四条の三 勤務期間において次に掲げる事由（以下「減額事由」という。）がある者に対する第二十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「成績

率を乗じて得た割合」とあるのは、「成績率を乗じて得た割合に百分の百から同規則別表第二に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合を減じて得たものをそれぞれ乗じて得た割合」とする。

一 私事欠勤等の取扱いを受けた期間があること。

二 法第二十九条の規定により停職にされたこと。

三 法第二十九条の規定により減給にされたこと。

四 法第二十九条の規定により戒告にされたこと。

2 前項第一号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日（パートタイム会計年度任用職員として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間をパートタイム会計年度任用職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日とする。）を単位として計算する。この場合において、一日の所定の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを任命権者が別に定めるところにより日に換算する。

3 前二項の規定により算定した支給割合に千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第二十五条の見出し中「欠勤等日数」を「期末手当の欠勤等日数」に改め、同条中「この条において」を削り、「前二条」を「第二十三条及び第二十四条」に改め、

同条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当の欠勤等日数の算定の特例）

第二十五条の二 給与条例適用職員等が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員（基準日又は基準日前一箇月以内に給与条例適用職員等が退職し、会計年度任用職員になった者を除く。）となった場合には、条例適用前の東京都北区職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、一日の所定の勤務時間に相当する時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由に相当する事由を、それぞれ条例の適用を受ける職員として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、一日の所定の勤務時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由とみなして、第二十三条の二及び第二十四条の二の規定を適用する。

第二十六条の見出し中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第一項中「第十六条第二項」の下に「又は第十六条の二第二項」を加え、「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第二項中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第三項中「第三十条第二項」の下に「及び第三十条の二第二項」を加え、「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改める。

第二十七条の見出し中「期末手当の」を削り、同条第一項中「及び第三十条第一

項」を「、第十六条の二第一項、第三十条第一項及び第三十条の二第一項」に改め、
「期末手当の」を削り、同項各号中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十四号

東京都北区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区旅館業法施行細則（昭和五十五年五月東京都北区規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し及び同条中「第九条第二項ただし書」を「第八条第一号ただし書及び第九条第一項第三号ただし書」に改め、同条第一号中「二十人」を「十人以下」に改め、同条第二号中「十室」を「五室以下」に改める。

第十八条中「第九条第二項第二号イ」を「第九条第一項第三号イ(2)」に改め、同条第一号中「二十五分」を「おおむね十分」に、「場所に管理事務所等があり」を「体制が整備され、かつ」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三條第一項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がなされている施設であって、東京都北区旅館業法施行条例（平成二十四年三月東京都北区条例第四号）第九条第一項第三号の規定により難いものに係る同号ただ

し書の規模については、この規則による改正後の東京都北区旅館業法施行細則第十七条各号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。ただし、この規則の施行の日以後に構造設備の変更（宿泊定員又は客室数の増加を伴うものに限る。）をする営業施設に係る当該規模については、この限りでない。

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十五号

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立保育所条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都北区立豊島つぼみ保育園の項を削る。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十六号

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都北区田端ぽぷらクラブ第一の項及び東京都北区田端ぽぷらクラブ第二の項中「四〇」を「五〇」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

学童クラブ利用申請書

東京都北区長 殿

下記のとおり、学童クラブ利用の申請をします。

申請日(西暦)	年	月	日	申請区分	いずれかにチェック ▶ <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
住所	〒 -				
携帯電話番号等	保護者 1			保護者 2	
	-	-	-	-	-

申請児童	フリガナ	生年月日	在籍している(する予定)の小学校名・学年	(新1年生の場合)通園している幼稚園・保育園
	氏名			
		年(西暦) 月 日	小学校	
			(新) 年生	
家庭からクラブまでの時間 ▶ 片道 約 分				

保護者1(申請者)	フリガナ	続柄	利用を希望する理由	保護者1の就労先	
	氏名			名称	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 出産予定 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 学生・技能習得 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> その他()	所在地		
			電話	-	-
			就労先からクラブまで(片道)	約 分	

保護者2	フリガナ	続柄	利用を希望する理由	保護者2の就労先	
	氏名			名称	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 出産予定 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 学生・技能習得 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> その他()	所在地		
			電話	-	-
			就労先からクラブまで(片道)	約 分	

同居家族	保護者1、2以外に同居家族がいる場合には、下欄にその方全員を記入してください。				
	氏名	続柄	生年月日(西暦)		職業・学校(学年)・在園名等
			年	月	日
			年	月	日
			年	月	日

申請児童の発育状況等	お子さんの病気やアレルギー、発育などで心配なことがある場合は、その内容をご記入ください。 内容 ▶					
生活保護の状況	お持ちの場合は記入 ▶ 身体障害者手帳(級) 東京都愛の手帳(度)					
生活保護の状況	生活保護の適用がある場合にはチェック ▶ <input type="checkbox"/> 適用あり					
土曜育成の希望	土曜日利用を希望する場合は右欄の利用する日にチェック ▶	第1土曜日	第2土曜日	第3土曜日	第4土曜日	第5土曜日
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
備考						

● 児童の住所が保護者の住所と異なる場合等は備考欄に記入してください。

【区処理欄】※ ここは記入しないでください。

受理者	学童クラブ名			確認者	館長・所長	事務局担当者	
	受付番号	登録日	登録番号				
/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /

別記第四号様式から第六号様式の四までを次のように改める。

年 月 日

様

学童クラブ利用承認通知書

東京都北区長



年 月 日付けで申請のあった学童クラブ利用について、次のとおり承認します。

児童氏名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
学童クラブ名	
承認期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
遵守する事項	1 申請書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。 2 児童を欠席させ、又は早退させるときは、事前に学童クラブに連絡すること。
利用の条件	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> あり（次のとおり）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

学童クラブ利用不承認通知書

東京都北区長



年 月 日付けで申請のあった学童クラブ利用について、審査の結果、次のとおり承認しないことを決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 住 所	
学 童 ク ラ ブ 名	
不 承 認 理 由	
備 考	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

学 童 ク ラ ブ 利 用 待 機 通 知 書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった学童クラブ利用について、定員に達しているため、選考基準指数を算出した結果、次のとおり待機させることを決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 住 所	
学 童 ク ラ ブ 名	
待 機 の 理 由	
選 考 基 準 指 数	点
待 機 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
待 機 内 容	上記の待機期間に、希望する学童クラブに欠員が生じた場合は、申請があったものとみなして東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則第5条の規定により利用の承認を行う。

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

学童クラブ延長利用申請書

東京都北区長 殿

1 から 3 までの留意事項を確認の上、次のとおり、学童クラブの延長利用の申請をします。

- 1 延長利用ができるのは、保護者の就労等（通勤時間を含む。）の時間が午後6時を超えるご家庭の児童が対象です。学童クラブ利用申請時に提出の勤務証明書等により利用対象となるかの確認を行います。なお、延長利用をした場合は、原則、お迎えが必要です。
- 2 児童1名ごとに申請が必要です。
- 3 延長利用を辞退する場合は、「学童クラブ延長利用辞退申出書」を学童クラブにご提出ください。

申請日		年 月 日					
申請者 (保護者)	氏名						
	住所						
	電話						
児童	フリガナ						
	氏名						
	生年月日	年 月 日					
	小学校名			学年	(新)	年生	
申請理由	申請理由として当てはまるものにチェックをしてください。						
	就労	出産予定	疾病・障害	看護・介護	学生・技能 習得中	求職	その他
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		その他の内容を記入してください。					
事務処理欄							

【区処理欄】 ※ここは記入しないでください。

受理者	学童クラブ名			確認者	館長・所長	事務局担当者	
	受付番号	登録年月日	登録番号				
/ /		/ /		/ /	/ /	/ /	/ /

年 月 日

様

学童クラブ延長利用承認通知書

東京都北区長



年 月 日付けで申請のあった学童クラブ延長利用について、次のとおり承認します。

児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 住 所	
学 童 ク ラ ブ 名	
承 認 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
遵 守 す る 事 項	1 申請書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。 2 児童を欠席させ、又は早退させるときは、事前に学童クラブに連絡すること。
利 用 の 条 件	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> あり（次のとおり）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

学 童 ク ラ ブ 延 長 利 用 不 承 認 通 知 書

東京都北区長



年 月 日付けで申請のあった学童クラブ延長利用について、審査の結果、次のとおり承認しないことを決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 住 所	
学 童 ク ラ ブ 名	
不 承 認 理 由	
備 考	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月二十五日から施行する。ただし、別記第一号様式及び第四号様式から第六号様式の四までの改正規定並びに次項の規定は、令和五年十二月六日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定による改正前の東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則別記第一号様式及び第四号様式から第六号様式の四までの規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十七号

東京都北区空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成三十年八月東京都北区規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十四条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四条中「第十四条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

第五条第一項中「第十四条第三項」を「第二十二条第三項」に改め、同条第二項中「第十四条第四項」を「第二十二条第四項」に改め、同条第三項中「第十四条第七項」を「第二十二条第七項」に改め、同条第四項中「第十四条第十一項」を「第二十二条第十三項」に改める。

第六条第一項中「第十四条第九項」を「第二十二条第九項」に改める。

別記第一号様式中「第16条第2項」を「第30条第2項」に改める。

別記第二号様式(裏)中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「、当該職員又はを」、「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職責を担うべき」に改める。

別記第三号様式中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

別記第四号様式(表)中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改め、同様式(裏)中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。
別記第五号様式(表)中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同様式(裏)中「第16条第1項」を「第30条第1項」に、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

別記第六号様式中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「第14条第4項」を「第22条第4項」に改める。

別記第七号様式中「第14条第6項」を「第22条第6項」に改める。

別記第八号様式中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

別記第九号様式(表)及び第十号様式(表)中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

別記第十一号様式(裏)中「第14条」を「第22条」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則別記第二号様式による立入調査員証で、現に効力を有

するものは、この規則による改正後の東京都北区空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記第二号様式による立入調査員証とみなす。

3 改正後の規則別記第八号様式の規定は、この規則の施行の日以後に設置する標識について適用し、同日前に設置された標識については、なお従前の例による。

東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和五年十二月十三日

東京都北区長 山田加奈子

東京都北区規則第七十八号

東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例（令和五年三月東京都北区条例第十三号）の施行期日は、令和五年十二月二十日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月十三日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十九号

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特別区税条例施行規則（昭和六十二年三月東京都北区規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式(表)中「または」を「又は」に改め、同様式(裏)中「または」を「又は」、「あわせて」を「併せて」、「及び」に改め、「借り入れ」を「借入れ」、「すでに」を「既に」、「および」を「及び」、「※所得税と住民税で異なる課税方を選擇される場合は、「特定配当等申告書・特定株式譲渡所得金額申告書」を提出すべし。」及び「※所得税と住民税で異なる課税方を選擇されたさい。」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区特別区税条例施行規則別記第六号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所

要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第八十号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

付則第五項に次の一号を加える。

三 北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金追加支給事務実施要綱（令和五年十二月十二日五北福地第五千四百六十三号）第六条第二項第三号の規定に基づき窓口現金受領方式等により支給する低所得世帯等に対して臨時的な措置として実施する、エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第八十一号

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年十二月東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条ただし書中「場合」の下に「及び児童が十八歳に達した日の属する年度の末日を経過した場合（別表一に定める程度の障害の状態にある児童にあつては二十歳に達した場合）」を加える。

別記第一号様式を次のように改める。

親 ひとりの親家庭等医療費助成制度 医療証交付申請書

ひとり親家庭等医療費助成制度の医療証の交付を申請します。

年 月 日

東京都北区長 殿

住所

氏名

この届に記載した状況について、住民基本台帳、課税台帳その他の公簿により確認することに同意します。

①フリガナ 氏名 住所 生活保護 (有・無) 児童扶養手当 (有・無) 児童育成手当 (有・無) ②ひとり親家庭等となった事由 ③フリガナ氏名 生年月日 続柄 同居の別 別居の別 同居の別 別居の別 別居の別 別居の別 個人番号(マイナンバー)

受付確認年月日 個人コード 障害名 障害確認の内容 氏名 障 害 確 認 の 内 容 確認書類 手帳等の番号 等級 発行者

⑤ 保険の種類 1 国保 2 組合 3 協会 4 共済 5 後期高齢 ⑥ 申請者 ⑦ 配偶者 ⑧ 扶養義務者

所得の状況の表: 所得の種類 (⑨ 規則第12条1項による所得の種類, ⑩ 規則第1条に定める品等), 障害者・特別障害者・ひとり親(障・特障・障・ひとり親・ひとり親), 金額

⑩ 所得限度額 1 非課税世帯 2 課税世帯

備考: 戸籍謄本(本人・子), 健康保険証(本人・子), 課税証明(本人・扶養), 同意書()

審査: 収入力 確認

(注) *の欄は記入しないでください。

る。
別記第三号様式(表1の裏)及び第三号様式の二(表1の裏)中「や、中務期間を際臨したとき」を削

別記第八号様式を次のように改める。

第8号様式(第21条関係)

児扶番号	
育成番号	

ひとり親家庭等医療費助成制度現況届

受給者番号		受付年月日	. .				
氏名				生年月日	年 月 日		
現住所				今年1月1日現在の北区内の居住	有・無		
				電話	()		
受給状況	生活保護	有・無	児童扶養手当	有・無	児童育成手当	有・無	
対象家族の状況	氏名	No.	続柄	生年月日	同居・別居	子ども医療助成 有・無	障害者医療助成 有・無
				. .	同・別	有・無	有・無
				. .	同・別	有・無	有・無
				. .	同・別	有・無	有・無
				. .	同・別	有・無	有・無
				. .	同・別	有・無	有・無
障害がある時	氏名	種別			等級・度数		
		身障・愛の手帳・診断書			身障手帳 級・愛の手帳 度		
		身障・愛の手帳・診断書			身障手帳 級・愛の手帳 度		
扶養義務者	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日	
			
			
加入保険	保険の種類	1 国保 2 組合 3 協会健保 4 日雇い 5 船員 6 共済 7 後期高齢			記号・番号		
	被保険者氏名				保険者番号		
上記のとおり、現況届を提出します。				この届に記載した状況について、住民基本台帳、課税台帳等の公簿により確認することに同意します。			
東京都北区長 殿				年 月 日			
				氏名 _____			
備考欄							
区処理欄	受付	審査	入力	確認	受給事由		

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第二十二條ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別記第一号様式及び第八号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用するこ
とができる。

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則を公布する。

令和五年十二月二十一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第八十二号

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十五号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例（令和五年十月東京都北区条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施場所及び定員）

第二条 放課後子ども総合プランの実施場所及び各学童クラブの定員は、別表第一のとおりとする。

（育成時間及び実施時間）

第三条 放課後子ども総合プランの育成時間及び実施時間は、条例第二条第一項各号に掲げる事業並びに早朝延長利用及び夕方延長利用に応じ、別表第二のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、学童クラブを利用する児童の保護者のうち特に必要があると認める者については、育成時間（土曜日における育成時間を除く。）を午後七時まで延長することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、育成時間及び実施時間を変更することができる。

(休業日)

第四条 放課後子ども総合プランの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

一 日曜日（別表第三に掲げる学童クラブにあつては、日曜日及び土曜日）

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用承認基準)

第五条 条例第四条第一項及び第三項に規定する規則で定める利用承認基準（以下「利用承認基準」という。）は、保護者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合で、かつ、事由ごとに区長が別に定める要件に該当する場合とする。

一 労働することを常態としていること。

二 妊娠中であるか又は出産後間もないこと。

三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

四 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する親族を

常時介護していること。

五 火災その他の災害の復旧に当たっていること。

六 就学又は技能習得をしていること。

七 求職をしていること。

八 区長が認める前各号に類する状態にあること。

（学童クラブの利用の申請）

第六条 条例第五条第一項の規定により学童クラブを利用しようとする児童の保護

者は、学童クラブ利用申請書（別記第一号様式）に区長が別に定める就労証明書又は申出書（別記第二号様式）を添えて区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、学童クラブの休業日（土曜日を除く。）を除いて随時行うことができる。ただし、四月一日（その日が休業日に当たるときはその直後の休業日でない日。以下同じ。）から学童クラブを利用しようとする者の申請については、区長が別に定める期間内に行わなければならない。

3 四月一日から学童クラブを利用しようとする者が前項ただし書に規定する区長が別に定める期間経過後に申請を行った場合の次条又は第八条に規定する手続（以下「審査決定手続」という。）は、当該期間内に申請を行った者に係る審査決定手続終了後に行う。

（学童クラブの利用の承認）

第七条 区長は、前条第一項に規定する学童クラブ利用申請書が提出されたときは、利用承認基準その他必要な事項について審査を行う。

2 区長は、審査を行うに当たって必要と認めるときは、児童の保護者に面接し、又は必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 区長は、学童クラブの利用の申請を行った者について、利用承認基準に基づき別に定める指数により算出した数値の高い者から順次利用承認の決定を行う方式（以下「順位決定方式」という。）により当該利用承認を行うものとする。ただし、区長は、別表第一に定める定員、利用の申請状況等から順位決定方式による必要がないと認めるときは、利用承認基準に該当する全ての者について、順位決定方式によらず利用承認の決定を行うことができる。

4 前項の規定による利用承認の期間は、四月一日から利用を開始する場合は四月一日から翌年の三月三十一日まで、その他の場合は利用承認の日から当該日以後における最初の三月三十一日までとする。ただし、区長は、第五条第二号又は第七号に該当する場合にあっては、別に利用承認期間を定めることができる。

5 区長は、学童クラブの利用承認を決定したときは、学童クラブ利用承認通知書（別記第三号様式）により児童の保護者に通知するものとする。
（学童クラブの利用の不承認）

第八条 区長は、条例第六条第一項第二号又は第三号の規定に該当すると認めると

きは、学童クラブ利用不承認通知書（別記第四号様式）により児童の保護者に通知するものとする。

2 区長は、条例第六条第一項第一号の規定により利用の承認をしないときは、学童クラブ利用待機通知書（別記第五号様式）により児童の保護者に通知するものとする。この場合において、区長は、当該児童が利用を開始しようとする日の属する年度の末日までの間に、利用を希望する学童クラブに欠員が生じたときは、当該年度の学童クラブの利用のために既に提出された第六条第一項に規定する学童クラブ利用申請書をもって、当該児童の保護者から新たに申請があったものとみなして前条に規定する手続を行う。

（学童クラブ延長利用の申請等）

第九条 学童クラブの延長利用（第三条第二項の規定により延長された育成時間に学童クラブを利用することをいう。以下同じ。）をしようとする児童の保護者は、学童クラブ延長利用申請書（別記第六号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、学童クラブの休業日（土曜日を除く。）を除いて随時行うことができる。ただし、四月一日から学童クラブの延長利用をしようとする者の申請については、第六条第二項ただし書に規定する期間に行う同条第一項の規定による申請書の提出と併せて行わなければならない。

3 区長は、第一項に規定する学童クラブ延長利用申請書が提出されたときは、学

児童クラブの延長利用をしようとする児童の保護者の就労状況その他必要な事項について審査を行う。

4 区長は、審査を行うに当たって必要と認めるときは、児童の保護者に面接し、又は必要と認める書類の提出を求めることができる。

5 区長は、第三項の審査を行い、児童クラブの延長利用の承認を決定したときは、児童クラブ延長利用承認通知書（別記第七号様式）により、条例第六条第一項第三号の規定に該当すると認めるときは、児童クラブ延長利用不承認通知書（別記第八号様式）により児童の保護者に通知するものとする。

6 前項の規定による児童クラブの延長利用の承認の期間については、第七条第四項の規定を準用する。

7 区長は、前条第二項後段の規定により第七条に規定する手続を行うときは、当該年度の児童クラブの延長利用のために既に提出された第一項に規定する児童クラブ延長利用申請書をもって、当該児童の保護者から新たに申請があったものとみなして第三項から前項までに規定する手続を行うものとする。

（放課後子ども教室の利用登録の申込み等）

第十条 条例第五条第二項の規定により放課後子ども教室の利用登録の申込みをしようとする者は、わくわく☆ひろば（一般登録）登録申込書（別記第九号様式）をあらかじめ区長に提出しなければならない。

2 前項の申込書の提出は、放課後子ども教室の休業日を除いて随時行うことができる。

3 区長は、第一項の規定により、申込書の提出があり、利用登録の申込みを適当と認めるときは、当該申込に係る児童を放課後子ども教室の利用者として登録するものとする。

4 前項の規定による利用登録の期間は、登録した日から小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を卒業し、又は修了するまでの間とする。

（早朝延長利用及び夕方延長利用の申請等）
第十一条 条例第五条第三項の規定により早朝延長利用又は夕方延長利用をしようとする児童の保護者は、一般登録早朝・夕方延長利用申請書（別記第十号様式）に区長が別に定める就労証明書又は申出書を添えて区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、放課後子ども教室の休業日を除いて随時行うことができる。ただし、四月一日から早朝延長利用又は夕方延長利用をしようとする者の申請については、区長が別に定める期間内に行わなければならない。

3 区長は、第一項に規定する申請書が提出されたときは、早朝延長利用又は夕方延長利用をしようとする児童の保護者の就労状況その他必要な事項について審査を行う。

- 4 区長は、審査を行うに当たって必要と認めるときは、児童の保護者に面接し、又は必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 5 区長は、第三項の審査を行い、早朝延長利用又は夕方延長利用の承認を決定したときは、一般登録早朝・夕方延長利用承認通知書（別記第十一号様式）により児童の保護者に通知するものとする。
- 6 前項の規定による利用承認の期間は、四月から翌年の三月までの月を単位とした間において、区長が認めた月とする。
- 7 区長は、条例第六条第二項第一号又は第二号の規定に該当すると認めるときは、一般登録早朝延長・夕方延長利用不承認通知書（別記第十二号様式）により児童の保護者に通知するものとする。
（育成料の徴収方法）
- 第十二条 条例第七条に規定する育成料は、毎月末日までに当月分を納付しなければならぬ。ただし、二月分以上の育成料を前納することができる。
- 2 第七条第五項又は第九条第五項の規定により通知された利用承認の期間の初日（以下「利用承認日」という。）が月の初日（その日が第四条に規定する休業日に当たるときは、その直後の休業日でない日。次項において同じ。）以外の日であるときは、その月分の育成料は徴収しない。
- 3 学童クラブの利用、学童クラブの延長利用、早朝延長利用又は夕方延長利用を

辞退した日の属する月分の育成料は徴収する。

（育成料の減免）

第十三条 条例第八条に規定する学童クラブの育成料（延長利用のための育成料を含む。）の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 児童の保護者が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）により保護を受けているとき。免除

二 利用年度において保護者の住民税が非課税であるとき。ただし、保護者が他の者に扶養されているときは、その扶養者が利用年度において非課税であるとき。免除

三 利用年度において東京都北区教育委員会が認定する就学援助受給者であるとき（前二号に掲げる場合を除く。）。五割減額

四 生計を一にする世帯から、二人以上の児童が学童クラブを利用するとき（前三号に掲げる場合を除く。）。当該児童のうち最年長児童を除く児童の育成料について五割減額

五 食物アレルギーに係る疾患を有する等の理由により、おやつ等の提供を受けることができないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。月額千五百円減額

六 第三号又は第四号に掲げる場合に該当し、かつ前号に掲げる場合に該当する

とき（前各号に掲げる場合を除く。）。

月額四千円減額

七 その他、区長が特に必要があると認めるとき。区長がその都度定める額を減額

二 条例第八条に規定する早朝延長利用又は夕方延長利用の育成料の減額又は免除の基準は、前項第一号から第四号まで及び第七号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「学童クラブ」とあるのは「早朝延長利用又は夕方延長利用」と読み替えるものとする。

（育成料の減免申請）

第十四条 前条の規定により、育成料の減額又は免除を受けようとするときは、学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料減額免除申請書兼同意書（別記第十三号様式）を区長に提出しなければならない。

二 区長は、育成料を減額又は免除することを決定したときは、学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料減額免除承認通知書（別記第十四号様式）により、減額又は免除しないことを決定したときは、学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料減額免除不承認通知書（別記第十五号様式）により、児童の保護者に通知するものとする。

（育成料の還付）

第十五条 条例第九条ただし書に規定する既納の育成料の還付は、次の各号に掲げ

る場合に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- 一 利用を辞退したとき 利用辞退日の属する月の翌月分以降の育成料の額
- 二 育成料の減額又は免除をすることを決定したとき 当該決定に係る額
- 三 前二号に定めるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき 区長が相当と認める額

（育成料の還付申請）

第十六条 前条の規定により育成料の還付を受けようとする保護者は、学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料還付請求書（別記第十六号様式）を区長に提出しなければならない。

（育成料の充当）

第十七条 第十五条の規定により育成料の還付を行う場合において、還付を受ける保護者に当該保護者が納付すべき育成料について未納のものがあるときは、区長は、当該還付額を当該保護者が納付すべき育成料に充当することができる。

（利用承認及び利用登録の取消し）

第十八条 区長は、条例第十条の規定により学童クラブの利用の承認、放課後子ども教室の利用登録又は早朝延長利用若しくは夕方延長利用の承認を取り消したときは、学童クラブ・一般登録（早朝・夕方延長利用）利用承認・登録取消通知書（別記第十七号様式）により、児童の保護者に通知するものとする。

2 条例第十条第一項第三号に規定する長期間とは、おおむね三十日間とする。

（利用の停止）

第十九条 区長は、条例第十一条の規定により学童クラブ又は放課後子ども教室の利用の停止をするときは、学童クラブ・一般登録（早朝・夕方延長利用）利用停止通知書（別記第十八号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、緊急に学童クラブ又は放課後子ども教室の利用の停止をする必要があると認めるときは、職員をして当該利用の停止について、口頭により行わせることができる。

（利用辞退の申出）

第二十条 学童クラブの利用、学童クラブの延長利用、早朝延長利用又は夕方延長利用を辞退しようとする児童の保護者は、学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用辞退申出書（別記第十九号様式）を区長に提出しなければならない。

（保護者の届出事項）

第二十一条 放課後子ども総合プランを利用している児童の保護者は、次のいずれかに該当するときは、変更届（別記第二十号様式）により、速やかに区長に届け出なければならない。

- 一 保護者に変更があったとき。
- 二 保護者及び児童の連絡先等に変更があったとき。

2 学童クラブを利用する保護者は、児童を欠席又は早退させるときは、事前に学童クラブに連絡しなければならない。

(委任)

第二十二條 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 放課後子ども総合プランの利用のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第一（第二条関係）

放課後子ども総合プラン名		実施場所	定員 (人)
王子放課後子ども総合プラン	王子小放課後子ども教室	東京都北区王子二丁目七番四十号	四〇
	王子小クラブ第一		四〇
	王子小クラブ第二		四〇
	王子小クラブ第三		四〇
	王子小クラブ第四		四〇
	王子小クラブ第五		四〇
	王子小クラブ第六		四〇
王子第一放課後子ども総合プラン	王子小クラブ第七	東京都北区王子五丁目十四番十八号	四〇
	王一小放課後子ども教室		四〇
	王一小クラブ第一		四〇
	王一小クラブ第二		四〇
	王一小クラブ第三		四〇
	王一小クラブ第四		四〇
	王一小クラブ第五		四〇
王子第二放課後子ども総合プラン	王二小放課後子ども教室	東京都北区王子本町二丁目二番五号	六五
	王二小クラブ		四〇
	王三小放課後子ども教室		四〇
	王三小クラブ第一		四〇
	王三小クラブ第二		四〇
王子第五放課後子ども総合プラン	王五小放課後子ども教室	東京都北区上十条二丁目十八番十七号	四〇
	王五小クラブ第一		四〇
	王五小クラブ第二		四〇
	豊川小放課後子ども教室		四〇
	豊川小クラブ第一		四〇
豊川放課後子ども総合プラン	豊川小クラブ第一	東京都北区豊島三丁目十番二十三号	四〇
	豊川小クラブ第二		四〇

岩淵放課後子ども総合 プラン	赤羽放課後子ども総合 プラン	十条放課後子ども総合 プラン	としま若葉放課後子ども 総合プラン	東十条放課後子ども総 合プラン	柳田放課後子ども総合 プラン	堀船放課後子ども総合 プラン	
岩淵小クラブ	赤羽小クラブ第三 赤羽小クラブ第二 赤羽小クラブ第一	十条小クラブ第二 十条小クラブ第一	としま若葉小クラブ第一 としま若葉小クラブ第二	東十条小クラブ第二 東十条小クラブ第一 東十条小クラブ第三	柳田小クラブ第一 柳田小クラブ第二	堀船小クラブ第三 堀船小クラブ第二 堀船小クラブ第一	豊川小クラブ第二 豊川小クラブ第三
東京都北区岩淵町六番 六号	東京都北区赤羽一丁目 二十四番六号	東京都北区中十条三丁 目一番六号	東京都北区豊島五丁目 五番五―百七号	東京都北区東十条三丁 目十四番二十三号	東京都北区豊島二丁目 十一番二十号	東京都北区堀船二丁目 十一番九号	
四〇	四〇 四〇 四〇	四〇 四〇	七〇 四〇	四〇 四〇 四〇	四〇 四〇	四〇 四〇 四〇	四〇 四〇

なでしこ放課後子ども総合プラン				なでしこ放課後子ども総合プラン				なでしこ放課後子ども総合プラン				なでしこ放課後子ども総合プラン			
なでしこ小クラブ第一				なでしこ小クラブ第二				なでしこ小クラブ第三				なでしこ小クラブ第四			
東京都北区志茂一丁目三十四番十七号				東京都北区神谷二丁目三十番一号				東京都北区赤羽三丁目二十四番二十三号				東京都北区赤羽北二丁目十五番三号			
四〇				四〇				四〇				四〇			
梅木放課後子ども総合プラン				都の北学園放課後子ども総合プラン				桐ヶ丘郷放課後子ども総合プラン				袋放課後子ども総合プラン			
梅木小クラブ第一				梅木小クラブ第二				梅木小クラブ第三				袋小クラブ第一			
東京都北区西が丘二丁目二十一番十五号				東京都北区神谷二丁目三十番一号				東京都北区桐ヶ丘一丁目十番二十三号				東京都北区赤羽北二丁目十五番三号			
四〇				四〇				四〇				四〇			
四岩小放課後子ども教室				都の北学園放課後子ども教室				桐郷小放課後子ども教室				袋小放課後子ども教室			
四岩小クラブ第一				都の北学園クラブ第一				桐郷小クラブ第一				袋小クラブ第一			
東京都北区赤羽三丁目二十四番二十三号				東京都北区神谷二丁目三十番一号				東京都北区桐ヶ丘一丁目十番二十三号				東京都北区赤羽北二丁目十五番三号			
四〇				四〇				四〇				四〇			
四岩小クラブ第二				都の北学園クラブ第二				桐郷小クラブ第二				袋小クラブ第二			
東京都北区赤羽三丁目二十四番二十三号				東京都北区神谷二丁目三十番一号				東京都北区桐ヶ丘一丁目十番二十三号				東京都北区赤羽北二丁目十五番三号			
四〇				四〇				四〇				四〇			
四岩小クラブ第三				都の北学園クラブ第三				桐郷小クラブ第三				袋小クラブ第三			
東京都北区赤羽三丁目二十四番二十三号				東京都北区神谷二丁目三十番一号				東京都北区桐ヶ丘一丁目十番二十三号				東京都北区赤羽北二丁目十五番三号			
四〇				四〇				四〇				四〇			

八幡放課後子ども総合プラン		八幡小放課後子ども教室		東京都北区赤羽台三丁目十八番五号		四〇	
浮間放課後子ども総合プラン		浮間小放課後子ども教室		東京都北区浮間三丁目四番二十七号		四〇	
西浮間放課後子ども総合プラン		西浮間小放課後子ども教室		東京都北区浮間二丁目七番一号		四〇	
赤羽台西放課後子ども総合プラン		赤台西小放課後子ども教室		東京都北区赤羽台二丁目一番三十四号		四五	
西が丘放課後子ども総合プラン		西が丘小放課後子ども教室		東京都北区西が丘一丁目十二番十四号		四〇	
滝野川放課後子ども総合プラン		滝野川小放課後子ども教室		東京都北区西ヶ原一丁目十八番十号		四〇	
滝野川第二放課後子ども総合プラン		滝二小放課後子ども教室		東京都北区滝野川六丁目十九番四号		四〇	

滝野川もみじ放課後子ども総合プラン	滝野川第三放課後子ども総合プラン			滝二小クラブ第三	東京都北区滝野川一丁目	四〇
	滝野川第四放課後子ども総合プラン			滝三小クラブ第一	東京都北区滝野川一丁目	四〇
	滝野川第四放課後子ども総合プラン			滝三小クラブ第二	東京都北区滝野川一丁目	四〇
	滝野川第四放課後子ども総合プラン			滝四小放課後子ども教室	東京都北区東田端二丁目五番二十三号	八〇
滝野川第五放課後子ども総合プラン	滝野川第五放課後子ども総合プラン			滝四小クラブ第一	東京都北区東田端一丁目十二番十四号	三五
	滝野川第五放課後子ども総合プラン			滝四小クラブ第二	東京都北区東田端一丁目十二番十四号	三五
	滝野川第五放課後子ども総合プラン			滝五小放課後子ども教室	東京都北区昭和町三丁目三番十二号	四〇
	滝野川第五放課後子ども総合プラン			滝五小クラブ第一	東京都北区昭和町三丁目三番十二号	四〇
西ヶ原放課後子ども総合プラン	西ヶ原放課後子ども総合プラン			滝五小クラブ第二	東京都北区西ヶ原四丁目十九番二十一号	四〇
	西ヶ原放課後子ども総合プラン			西ヶ原小放課後子ども教室	東京都北区西ヶ原四丁目十九番二十一号	四〇
	西ヶ原放課後子ども総合プラン			西ヶ原小クラブ第一	東京都北区西ヶ原四丁目十九番二十一号	四〇
	西ヶ原放課後子ども総合プラン			西ヶ原小クラブ第二	東京都北区西ヶ原四丁目十九番二十一号	四〇
谷端放課後子ども総合プラン	谷端放課後子ども総合プラン			西ヶ原小クラブ第三	東京都北区西ヶ原四丁目五十一番二十八号	四〇
	谷端放課後子ども総合プラン			谷端小放課後子ども教室	東京都北区滝野川七丁目十二番十七号	四〇
	谷端放課後子ども総合プラン			谷端小クラブ第一	東京都北区滝野川七丁目十二番十七号	四〇
	谷端放課後子ども総合プラン			谷端小クラブ第二	東京都北区滝野川七丁目十二番十七号	四〇
田端放課後子ども総合プラン	田端放課後子ども総合プラン			田端小放課後子ども教室	東京都北区田端五丁目四番一号	四〇
	田端放課後子ども総合プラン			田端小クラブ第一	東京都北区田端三丁目二十四番十四号	五〇
	田端放課後子ども総合プラン			田端小クラブ第二	東京都北区田端三丁目二十四番十四号	五〇
	田端放課後子ども総合プラン			田端小クラブ第三	東京都北区田端三丁目二十四番十四号	五〇
滝野川もみじ放課後子ども教室	滝野川もみじ放課後子ども教室			滝もみ小放課後子ども教室	東京都北区滝野川三丁目	四五
	滝野川もみじ放課後子ども教室			滝もみ小放課後子ども教室	東京都北区滝野川三丁目	四五

ども総合プラン

滝もみ小クラブ第三	滝もみ小クラブ第二	滝もみ小クラブ第一
-----------	-----------	-----------

目七十二番一号

四〇	四〇	四〇
----	----	----

別表第二（第三条関係）

夕方延長利用		早朝延長利用		放課後子ども教室		学童クラブ		区分
実施校の授業日	実施校の休業日	実施校の休業日	実施校の授業日	実施校の休業日	実施校の授業日	実施校の休業日	実施校の授業日	
午後五時（十一月から翌年の二月までは、	午前八時十五分から午前九時まで	午前九時から正午及び午後一時から午後五時（十一月から翌年の二月までは、午後四時三十分）まで	放課後から午後五時（十一月から翌年の二月までは、午後四時三十分）まで	午前八時十五分から午後六時まで	放課後から午後六時まで			育成時間及び実施時間

及び休業日

午後四時三十分から午後六時まで

別表第三（第四条関係）

学童クラブ名	
王五小クラブ第一	
王五小クラブ第二	
東十条小クラブ第一	
東十条小クラブ第二	
東十条小クラブ第三	
なでしこ小クラブ第一	
なでしこ小クラブ第二	

なでしこ小クラブ第三
なでしこ小クラブ第四
都の北学園クラブ第一
都の北学園クラブ第二
都の北学園クラブ第三
都の北学園クラブ第四
都の北学園クラブ第五
西が丘小クラブ第一
西が丘小クラブ第二

滝五小クラブ第一

滝五小クラブ第二

学童クラブ利用申請書

東京都北区長 殿

下記のとおり、学童クラブ利用の申請をします。

申請日(西暦)				年			月			日	申請区分	いずれかにチェック ▶ <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続				
住所	〒 - - - - -															
携帯電話番号等	保護者 1					保護者 2					- - - - -					

申請児童	フリガナ	生年月日			在籍している(する予定)の学校名・学年			(新1年生の場合)通園している幼稚園・保育園		
	氏名	年(西暦)	月	日						
					(新) 年生					
	家庭からクラブまでの時間 ▶ 片道 約 分									

保護者1(申請者)	フリガナ	続柄	利用を希望する理由			保護者1の就労先				
	氏名		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 出産予定 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 学生・技能習得 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> その他()			名称				
						所在地				
						電話	-	-		
						就労先からクラブまで(片道)			約 分	

保護者2	フリガナ	続柄	利用を希望する理由			保護者2の就労先				
	氏名		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 出産予定 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 学生・技能習得 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> その他()			名称				
						所在地				
						電話	-	-		
						就労先からクラブまで(片道)			約 分	

同居家族	保護者1、2以外に同居家族がいる場合には、下欄にその方全員を記入してください。										
	氏名	続柄	生年月日(西暦)			職業・学校(学年)・在園名等					
			年	月	日						
			年	月	日						
			年	月	日						

申請児童の発育状況等	お子さんの病気やアレルギー、発育などで心配なことがある場合は、その内容をご記入ください。 内容 ▶										
生活保護の状況	お持ちの場合は記入 ▶ 身体障害者手帳() 級) 東京都愛の手帳() 度)										
土曜育成の希望	生活保護の適用がある場合にはチェック ▶ <input type="checkbox"/> 適用あり										
備考	土曜日利用を希望する場合は右欄の利用する日にチェック ▶			第1土曜日	第2土曜日	第3土曜日	第4土曜日	第5土曜日			
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

● 児童の住所が保護者の住所と異なる場合等は備考欄に記入してください。

【区処理欄】※ ここは記入しないでください。

受理者	学童クラブ名			確認者	館長・所長	事務局担当者				
	受付番号	登録日	登録番号							
/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /

申 出 書

東京都北区長 殿

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長の利用申請に当たり、下記の内容に相違ないことを申し出ます。

申 出 日	年 月 日		
申出者 (保護者)	氏 名		
	住 所		
	電 話		
疾 病 ・ 心 身 障 害	疾 病 ・ 障 害 名		
	程 度		
	入 院 先、療 養 通 院 期 間 等		
看 護 ・ 介 護	看 護 介 護 を 要 す る 者 の 氏 名		
	疾 病 ・ 障 害 名		
	程 度		
	入 院 先、療 養 通 院 期 間 等		
就 学 等	名 称 ・ 場 所	電 話 番 号	()
	就 学 等 の 時 間	通 学 時 間	時 間 分
	期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	休 日	毎 週 (毎 月) 曜 日 (日)、そ の 他 () 1 箇 月 計 日	
そ の 他	保 護 に 欠 け る 具 体 的 な 理 由		
	保 護 に 欠 け る 期 間		

記入上の注意

- 1 該当する欄に○印を付け、必要事項を記入してください。
- 2 就学時間等が曜日により異なるときは、それが分かるように記入してください。
- 3 申出内容を確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

年 月 日

様

学童クラブ利用承認通知書

東京都北区長



年 月 日付けで申請のあった学童クラブ利用について、次のとおり承認します。

児童氏名	
児童生年月日	年 月 日
保護者住所	
学童クラブ名	
承認期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
遵守する事項	1 申請書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。 2 児童を欠席させ、又は早退させるときは、事前に学童クラブに連絡すること。
利用の条件	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> あり（次のとおり）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

学 童 ク ラ ブ 利 用 不 承 認 通 知 書

東京都北区長



年 月 日付けで申請のあった学童クラブ利用について、審査の結果、次のとおり承認しないことを決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 住 所	
学 童 ク ラ ブ 名	
不 承 認 理 由	
備 考	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

学童クラブ利用待機通知書

東京都北区長



年 月 日付けで申請のあった学童クラブ利用について、定員に達しているため、選考基準指数を算出した結果、次のとおり待機させることを決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 住 所	
学 童 ク ラ ブ 名	
待 機 の 理 由	
選 考 基 準 指 数	点
待 機 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
待 機 内 容	上記の待機期間に、希望する学童クラブに欠員が生じた場合は、申請があったものとみなして東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則第7条の規定により利用の承認を行う。

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

学童クラブ延長利用申請書

東京都北区長 殿

1 から 3 までの留意事項を確認の上、次のとおり、学童クラブの延長利用の申請をします。

- 1 学童クラブ延長利用ができるのは、保護者の就労等（通勤時間を含む。）の時間が午後6時を超えるご家庭の児童が対象です。学童クラブ利用申請時に提出の勤務証明書等により利用対象となるかの確認を行います。なお、延長利用をした場合は、原則、お迎えが必要です。
- 2 児童1名につき1枚必要です。
- 3 延長利用を辞退する場合は、「学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用辞退申出書」を学童クラブにご提出ください。

申請日		年 月 日					
申請者 (保護者)	氏名						
	住所						
	電話						
児童	フリガナ						
	氏名						
	生年月日	年 月 日					
	学校名				学年	(新)	年生
申請理由	申請理由として当てはまるものにチェックをしてください。						
	就労	出産予定	疾病・障害	看護・介護	学生・技能 習得中	求職	その他
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他の内容を記入してください。						
事務処理欄							

【区処理欄】 ※ここは記入しないでください。

受理者	学童クラブ名			確認者	館長・所長	事務局担当者	
	受付番号	登録年月日	登録番号				
/ /		/ /		/ /	/ /	/ /	/ /

年 月 日

様

学童クラブ延長利用承認通知書

東京都北区長



年 月 日付けで申請のあった学童クラブ延長利用について、次のとおり承認します。

児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 住 所	
学 童 ク ラ ブ 名	
承 認 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
遵 守 す る 事 項	1 申請書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。 2 児童を欠席させ、又は早退させるときは、事前に学童クラブに連絡すること。
利 用 の 条 件	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> あり（次のとおり）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

学 童 ク ラ ブ 延 長 利 用 不 承 認 通 知 書

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のあった学童クラブ延長利用について、審査の結果、次のとおり承認しないことを決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 住 所	
学 童 ク ラ ブ 名	
不 承 認 理 由	
備 考	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

わくわく☆ひろば（一般登録）登録申込書

東京都北区長 殿

年 月 日申請

わくわく☆ひろばの一般登録に申し込みます。あわせて、保険加入のため、保険会社に個人情報を提供することに同意します。

ふりがな			学 校		学 年	新学年を記入		
児童氏名	(歳)					兄 弟 姉 妹		年生
生年月日	年	月					日生	
保護者氏名	続柄：			氏名		新学年		
住 所	〒 —					年生		
						年生		
電話 番号	携帯	()				年生		
	自宅	()				年生		

緊急連絡先等【連絡が欲しい順番で記入】			
緊急時に必ず連絡がとれる連絡先を記入（上記内容と同じ場合でも、ご記入をお願いします。）			
区分	ふりがな（上段）・氏名(下段)	続柄	電話連絡先区分（上段）・電話番号（下段）
緊急連絡先 ①			いずれかに○▶ 携帯・自宅・勤務先・その他 ()
			()
緊急連絡先 ②			いずれかに○▶ 携帯・自宅・勤務先・その他 ()
			()
緊急連絡先 ③			いずれかに○▶ 携帯・自宅・勤務先・その他 ()
			()
緊急連絡先 ④			いずれかに○▶ 携帯・自宅・勤務先・その他 ()
			()
上記以外で お迎えに 来る方			いずれかに○▶ 携帯・自宅・勤務先・その他 ()
			いずれかに○▶ 携帯・自宅・勤務先・その他 ()

お便り等への写真掲載	お便り・広報紙（映像含む。）の写真掲載の可否についてチェックをしてください。 子どもたちの活動中の様子や表情を紹介したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
その他	お子様が参加する上で、スタッフに伝えておきたい事柄がございましたらご記入ください。例 アレルギー等

※ 一度登録申請いただくと6年生まで利用できます。登録内容に変更がある場合は、変更届をご提出ください。
 ※ 学童クラブにお申込みの方は提出の必要はありません。

一般登録早朝・夕方延長利用申請書

東京都北区長 殿

下記のとおり、一般登録の早朝利用・夕方延長利用の申請をします。

申請日(西暦)	年	月	日	申請区分	いずれかにチェック ▶ <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	
住所	〒 -					
携帯電話 番号等	保護者 1			保護者 2		
	-	-	-	-	-	-

申請 児童	フリガナ 氏名	生年月日	在籍している(する予定) の学校名・学年	(新1年生の場合)通園し ている幼稚園・保育園
		年(西暦) 月 日		
			(新) 年生	
	家庭からわくわく☆ひろばまでの時間 ▶ 片道 約 分			

保護者 1	フリガナ 氏名	続柄	利用を希望する理由	保護者1の就労先
			<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 出産予定 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 学生・技能習得 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> その他()	名称
				所在地
				電話
				就労先からひろばまで(片道) 約 分

保護者 2	フリガナ 氏名	続柄	利用を希望する理由	保護者2の就労先
			<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 出産予定 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 学生・技能習得 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> その他()	名称
				所在地
				電話
				就労先からひろばまで(片道) 約 分

申請 内容	利用を希望する延長区分・月にチェックしてください(月を指定する場合には、利用する月の欄にチェック(複数可))													
	延長区分	通年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	早朝延長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	夕方延長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
土曜日利用を希望する場合は右欄の利用する日にチェック ▶ <input type="checkbox"/> 第1 <input type="checkbox"/> 第2 <input type="checkbox"/> 第3 <input type="checkbox"/> 第4 <input type="checkbox"/> 第5 土曜日														

同居 家族	保護者1、2以外に同居家族がいる場合には、下欄にその方全員を記入してください。													
	氏名	続柄	生年月日(西暦)			職業・学校(学年)・在園名等								
			年	月	日									
			年	月	日									
			年	月	日									

申請児童の 発育状況等	お子さんの病気やアレルギー、発育などで心配なことがある場合は、その内容をご記入ください。 内容 ▶													
	お持ちの場合は記入 ▶ 身体障害者手帳(級) 東京都愛の手帳(度)													
生活保護の状況	生活保護の適用がある場合にはチェック ▶ <input type="checkbox"/> 適用あり													
備考														

● 児童の住所が保護者の住所と異なる場合等は備考欄に記入してください。

【区処理欄】※ ここは記入しないでください。

受理者	ひろば名			確認者	館長・所長	事務局担当者	
	受付番号	登録日	登録番号				
/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /

年 月 日

様

一般登録早朝・夕方延長利用承認通知書

東京都北区長



年 月 日付けて申請のあった一般登録の早朝延長利用・夕方延長利用について、次のとおり承認します。

児童氏名													
児童生年月日	年 月 日												
保護者住所													
わくわく☆ひろば名													
承認期間	年度												
	承認月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	早朝延長												
	夕方延長												
遵守する事項	申請書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。												
利用の条件	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> あり（次のとおり）												

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

一般登録早朝・夕方延長利用不承認通知書

東京都北区長



年 月 日付で申請のあった一般登録の早朝延長利用・夕方延長利用について、審査の結果、次のとおり承認しないことを決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 住 所	
わ く わ く ☆ ひ ろ ば 名	
不 承 認 と す る 延 長 時 間	<input type="checkbox"/> 早 朝 延 長 <input type="checkbox"/> 夕 方 延 長
不 承 認 理 由	
備 考	----- ----- -----

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料 減額免除申請書兼同意書

東京都北区長 殿

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料の減額・免除を受けたく、別紙書類を添付の上、次のとおり、申請します。

また、この申請に当たり、必要があるときは、北区が有する私の生活保護情報、税務情報又は就学援助費認定情報を公簿により確認することに同意します。

申請日		年 月 日	
申請者 (保護者)	保護者1氏名	署 名	
	保護者2氏名	署 名	
	住所		
	携帯電話 番号等	()	
児童氏名		学校名	
わくわく☆ひろば ・学童クラブ名		学年	(新) 年生
減額・免除を 開始したい日		年 月 日	
申請の理由 右欄の 当てはまるものに チェックを してください。		<input type="checkbox"/> 生活保護を受けているため	
		<input type="checkbox"/> 住民税非課税のため	
		<input type="checkbox"/> 就学援助を受給しているため	
		<input type="checkbox"/> 世帯で2人以上の児童が学童クラブを利用しているため	
		<input type="checkbox"/> 世帯で2人以上の児童が一般登録早朝・夕方延長利用しているため	
		<input type="checkbox"/> 食物アレルギーによりおやつの提供を受けることができないため	
		<input type="checkbox"/> その他 ()	
添付書類 右欄の 当てはまるものに チェックを してください。		<input type="checkbox"/> 被保護証明書（原本）	
		<input type="checkbox"/> 住民税非課税証明書 （1月1日現在北区外に住所があった場合のみ添付）	
		<input type="checkbox"/> 就学援助費認定結果通知の写し （北区外で就学援助を受けている場合のみ添付）	
備考			

年 月 日

様

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料 減額免除承認通知書

東京都北区長



申請のありました学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料の減額・免除について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 住 所	
わくわく☆ひろば ・学童クラブ名	
減 額 ・ 免 除 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
減 額 免 除 す る 額	1箇月につき <input type="checkbox"/> 円減額 <input type="checkbox"/> 全額免除
減 額 免 除 の 理 由	<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯のため
	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯のため
	<input type="checkbox"/> 就学援助を受給しているため
	<input type="checkbox"/> 世帯で2人以上の児童が学童クラブを利用しているため
	<input type="checkbox"/> 世帯で2人以上の児童が一般登録早朝・夕方延長利用しているため
	<input type="checkbox"/> 食物アレルギーによりおやつの提供を受けることができないため
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料
減額免除不承認通知書

東京都北区長



申請のありました学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料の減額・免除について、次のとおり不承認することに決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 住 所	
わくわく☆ひろば ・学童クラブ名	
不 承 認 の 理 由	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

東京都北区長 殿

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料還付請求書

次のとおり、学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用育成料の還付を受けたく請求します。

請求金額 円

請求日	年 月 日	
請求者 (保護者)	住所	
	氏名	
	電話番号	
児童氏名		
児童生年月日	年 月 日	
わくわく☆ひろば・学童クラブ名		
還付理由	<input type="checkbox"/> 利用辞退したため（ 年 月辞退）	
	<input type="checkbox"/> 生活保護認定を受けたため	
	<input type="checkbox"/> 住民税非課税となったため	
	<input type="checkbox"/> 就学援助を受給したため	
	<input type="checkbox"/> 食物アレルギーによりおやつの提供を受けることができなかったため	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
納付期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
納付金額		
減免期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
減免内容	1箇月につき <input type="checkbox"/> 円減額	<input type="checkbox"/> 全額免除
還付金額		
備考		

年 月 日

様

学童クラブ・一般登録（早朝・夕方延長利用）
利用承認・登録取消通知書

東京都北区長

印

申請のありました学童クラブ・一般登録（早朝・夕方延長利用）利用について、次のとおりその承認・登録を取り消したので通知します。

児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 住 所	
わくわく☆ひろば ・学童クラブ名	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	
備 考	----- ----- -----

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

学童クラブ・一般登録（早朝・夕方延長利用） 利用停止通知書

東京都北区長

印

次の理由により、学童クラブ・一般登録（早朝・夕方延長利用）の利用を停止したので通知します。

児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 住 所	
わくわく☆ひろば ・学童クラブ名	
停 止 の 理 由	
停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長利用辞退申出書

東京都北区長 殿

次のとおり、学童クラブ・一般登録早朝・夕方延長の利用を辞退します。

申出日		年	月	日	
申出者	氏名				
	住所				
	電話				
辞退年月日		年	月	日	
児童氏名					
児童生年月日		年	月	日	
わくわく☆ひろば ・学童クラブ名					
利用を辞退 する内容	<input type="checkbox"/>	学童クラブ			
右欄の 当てはまるものに チェック	<input type="checkbox"/>	学童クラブ延長利用			
	<input type="checkbox"/>	一般登録早朝延長利用			
	<input type="checkbox"/>	一般登録夕方延長利用			
辞退理由					

【区処理欄】 ※ここは記入しないでください。

登録番号	受理者	確認者	館長・所長	事務局担当者	
	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /

変 更 届

東京都北区長 殿

次のとおり変更しましたので届け出ます。

届出日		年 月 日			
届出者	わくわく☆ひろば ・学童クラブ名				
	児童氏名				
	保 護 者	氏名			
		携 帯 電 話 番 号 等			
変更日		年 月 日			
変更事項 右欄の当てはまるものに チェックしてください		住 所	氏 名	保 護 者 の 状 況 (勤務状況など)	そ の 他
		□	□	□	□
変更内容	新（変更後）				
	旧（変更前）				
備 考					

【区処理欄】 ※ここは記入しないでください。

登録番号	受理者	確認者	館長・所長	事務局担当者	
	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第八十三号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
東京都北区手数料条例の一部を改正する条例（令和五年六月東京都北区条例第三十二号）付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年十二月二十八日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。